

県税事務処理要綱（自動車税）改正の概要

○ 路上教習車の課税免除について

課税免除に係る事務処理の共通事項として、課税免除の決定を受けた自動車が免除要件に該当しなくなった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月から課税する旨を規定している（第1、1（2））ところであるが、路上教習車の課税免除に関しては、事実を発見した日の属する月の翌月から課税するとの内容となっており、矛盾が生じている。

そのため、他の課税免除と同様、要件に該当しなくなった日の属する月の翌月から課税とする取扱いができるよう修正するもの

○ 規則の条ずれに伴う改正

規則の条及び様式番号に変更があったことによるもの